

豊橋市委託業務審査会要綱

(設 置)

第1条 豊橋市の発注する委託業務（建設工事に係るものを除く。以下同じ。）に関する事項を審査するため、豊橋市委託業務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格1件2,000万円以上の委託業務の一般競争入札の入札参加資格要件に関すること。
- (2) 予定価格1件2,000万円以上の委託業務の指名競争入札等に参加する者（以下「業者」という。）の選定及び指名に関すること。
- (3) 入札参加資格審査申請書に基づく業者の登録に関すること。
- (4) 業者の入札参加停止に関すること。
- (5) その他委託業務の適正かつ公正な執行を図るため必要なこと。

(審 査)

第3条 審査は、厳正かつ公正に行い、一般競争入札にあたっては、入札参加資格要件設定の理由を審査し、指名競争入札等の業者の選定にあたっては、業務施行能力、信用度、業務経歴、許認可の取得状況等を総合的に審査し、適正に決めなければならない。

(審査の省略)

第4条 第2条の規定にかかわらず、会長が別に定めるものについては、審査会の審査を省略することができる。

(構 成)

第5条 審査会の構成は、次のとおりとする。

会 長 島村副市長

副会長 稲田副市長

委 員 財務部長、総務部長、都市計画部長、上下水道局長、財政課長、契約検査課長

(会 議)

第6条 審査会は、必要に応じ開催し、会長が総理する。ただし、会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。

- 2 審査会は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 緊急やむを得ないものについては、持ち回り審査により審査会に代えることができる。
- 4 審査会において必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(資料の提出及び結果の通知)

第7条 契約検査課長は、審査会に提案する事項に係る資料を取りまとめ、審査会に提出しなければならない。

- 2 審査の結果については、契約検査課長が主管課長に通知する。

(庶 務)

第8条 審査会の庶務は、契約検査課において処理するものとする。

2 契約検査課長は、会議の経過を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 審査会関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。